

新宿区教育委員会会議録

平成25年第9回定例会

平成25年9月6日

新宿区教育委員会

平成25年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年9月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時33分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 松 尾 厚

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子	文 化 観 光 課 長	橋 本 隆

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 長	伊 丹 昌 広	教 育 調 整 課 査 査	高 橋 美 香
		調 整 主 査	
教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝		

議事日程

- 日程第1 議案第36号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
日程第2 議案第37号 平成26年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

報 告

- 1 社会教育委員の会議「報告」について【口頭】（教育支援課長）
- 2 就学支援シートの活用に関するアンケート調査について（教育支援課長）
- 3 仮称下落合図書館の基本設計に向けた地域懇談会の実施結果について（中央図書館長）
- 4 林芙美子記念館の臨時休館について（文化観光課長）
- 5 新宿区文化財保護条例施行30周年記念新宿歴史博物館特別展「新宿区の文化財」について（文化観光課長）
- 6 新宿区立小・中学校の不登校・いじめの状況について（教育指導課長）
（教育支援課長）
- 7 その他

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから平成25年新宿区教育委員会第9回定例会を開会します。

本日の会議には松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

◎ 第36号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第37号議案 平成26年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第36号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第37号議案 平成26年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第36号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明をさせていただきます。

議案の概要をごらんください。

これは、ひとり親世帯のうち、配偶者と死別・離婚した場合は所得控除等の措置がとられているのに対しまして、過去に婚姻の届けをしていない場合はこれらの措置が適用されていない現状がございます。そのため、過去に婚姻の届けをしていないひとり親家庭に対し、寡婦控除をみなし適用することで、区立幼稚園の入園料及び保育料の負担軽減を図るという趣旨のものでございます。

改正内容でございますが、児童扶養手当第6条第1項の認定を受けているひとり親である母または父（寡婦または寡夫に該当するものを除く。）に対し、寡婦（寡夫）控除をみなし適用し算定した特別区民税の所得割額が非課税となる者の入園料及び保育料を全額免除するという内容でございます。

議案の2枚目に新旧対照表がございます。今の内容につきましては、14条の（5）を加える形になります。現行の（5）については（6）に繰り下がりを行います。

また、今回の改正に当たりまして文言整理等をしておりますので、それもあわせてご確認をいただきたいと思います。

議案の3枚目以降に改正案と現行の保育料の減額免除申請書がついております。これにつ

きまして、改正案の右下の決定事由欄の下から2行目に寡婦（寡夫）のみなしというものが入ったものでございます。

同じ決定事由の上から2番目の中国残留邦人等につきましては、既に入っているものでございますが、現行の帳票のほうで2段書きになっておりましたので、帳票の整理をさせていただいたものでございます。

概要に戻っていただきまして、施行期日ですが、経過措置といたしまして、平成25年度中の入園料及び保育料については、平成25年10月1日以降に発生した入園料及び保育料を全額免除するというところで、10月1日までさかのぼり適用をいたします。

提案理由でございますが、新宿区立幼稚園の入園料等の減免に係る規定の整備を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第37号議案 平成26年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」御説明をさせていただきます。

議案の2枚目の学級編制方針をごらんください。

1の学級定員でございますが、各幼稚園の学級定員は3歳児が17名、4歳児、5歳児が30名ということで、昨年と同様でございます。

2の学級編制についてです。

(1) 3歳児の募集についてです。

まず、募集園数は11園11学級ということで、昨年は12園12学級でございましたが、来年度から東戸山幼稚園が廃園となり、同場所に仮称東戸山子ども園が開設いたしますので、その分が減になってございます。

募集園は記載のとおりでございます。

3歳児につきましては、③でございますが、応募が定員を超える場合は抽選を行い、落選した者は番号順に補欠登録ができる、ただし他の幼稚園、子ども園、保育園への入園が決定した場合は登録を末梢する。

④補欠登録した者については、当該年度中に退園等により空きが発生した際に、補欠登録順に入園することができると定めておりまして、これは例年どおりでございます。

(2) の4歳児の募集についてです。

募集園数は15園15学級でございます。昨年度は17園17学級ということで、東戸山幼稚園と、休園した戸山幼稚園の分が減っております。

②でございますが、4歳児の保護者が12名未満の園では4歳児の学級編制を行わない。た

だし3歳児保育実施園を除くということで、12名の基準を設けて、学級編制基準は例年どおりでございます。

③と④でございますが、4歳児の募集の定員ですが、3歳児保育実施園の場合は、3歳からの進級児がございますので、その分を第一優先枠といたしまして、そこを差し引いた数となるとともに、3歳児で前年度落選して補欠登録をされていた方で、他の就学前の施設に入園することなく、翌年度4歳児として同じ園に入園を希望した場合には、第二優先枠としてそちらもカウントいたしまして、それを除いた人数を募集人数としております。

裏面の⑤ですが、これは3歳児園には限定するものではございませんが、5歳児学級に進級児となった兄または姉がいる場合には、同じ幼稚園に入園申請をした場合には、一般入園希望者に優先して入園することができるというものでございます。ただし、これは第一、第二優先枠はもちろん除いたものであるとともに、兄弟優先枠の方が多く募集人員を超えた場合は、その方々で優劣をつけることはできませんので、その場合の優先は行わずに全員による抽選とするものでございます。

⑥につきましては、応募者が定員を超える場合は、優先を受ける者を除いて抽選を行い、抽選で落選した者は、抽選順位に従って補欠登録をする。ただし、他の園に入園が決定した場合は登録を末梢する、補欠登録したものについては、年度中に退園等に空きが発生した場合に、補欠登録順に入園することができる。これにつきましては、3歳児と同様の規定になっております。

(3) 5歳児募集についてです。

募集園数は15園15学級で、これも東戸山幼稚園の廃園で、昨年と比較すると1園減となっております。

②の定員ですが、5歳児の募集人数は進級児を除いた人数となります。

③と④の補欠の扱いにつきましては、3歳児、4歳児と同様でございます。

(4) のその他ですが、①で、休園中の園は募集をしないものとする。

②で、入園承認書発行日、これは確定日としております。平成26年1月15日水曜日とする。

③で、今後改正が必要と認められる状況が生じたときは、新たに検討を行うというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

第36号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○白井委員 36号議案のこの改正の趣旨というのは実態にあわせたといいますか、実際的に子育て支援をするというようなことで改正に踏み切ったという趣旨と理解をしていいでしょうかというのが第1点。

第2点は、今回、私はこの方向はいいと思っておりますが、新宿区がこれをするに当たって、東京都内のほかの地方公共団体が実施している例がありましたら教えていただきたいと思えます。

○学校運営課長 1点目につきましては、委員御指摘のとおり、今回このみなし寡婦については、子育て支援ということで区として全庁的に改正をするというものでございます。

また、他都市での例でございますが、23区では新宿区が初であると認識をしてございます。また、東京都内では、八王子が先行して行っているというふうに認識をしてございます。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

○白井委員 はい。

○菊池委員長 ほかにございますでしょうか。

ほかにないようでしたら討論及び質疑を終了いたします。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第36号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第37号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 4歳児の募集の②で、12名未満では学級編制は行わないということですが、4歳児の基準ではそうですが、3歳児はそういうものが書いていませんので、何人でも編制してもらえるのかという点が1つ。それから、もう1点は、12名という人数が、例えば23区内でほかの区と比べて多いのか少ないのか、平均的なものなのか、そのあたりをお伺いします。

○学校運営課長 まず、3歳児についても基準があるのかということでございます。3歳児については、こういった規定はございませんので、仮に12名未満であっても編制をするということでございます。

また、12名の基準について、こういった基準をほかの区が設けているかどうかということの資料を持ってございませんが、新宿区では平成16年以降この基準を使ってございますので、数についてはこの基準で今後も行いたいと思っております。23区の状況については申しわけありませんが手元ございません。

○羽原委員 これはいつも話題になることですが、この12人未満の場合は募集しないという規

定は区の条例ですか。

○**学校運営課長** 募集基準につきましては、この方針によるものでございまして、条例で規定しているものではございません。

○**羽原委員** つまり、12名未満というものが適当なのかどうか、その基準自体を見直す必要はないのか、必要がなければその理由を聞きたいし、もし、あまり好ましくなければ、見直すということを考えるべきではないかと。以前どこかで10人未満で学級を開かなかったことがありましたが、つまり、待機児童が結構いる中で、その待機児童を対応した後に、今度は幼稚園のほうの窓口を狭めるということは、あまりいいことではないのでは。やはり産まれたときから小学校に入るまで、一貫して、せめて人数だけでもすんなり受け入れられるような仕組みであるほうが望ましいのではと思えますが、いかがでしょうか。

○**学校運営課長** まず、この学級編制基準につきましては、確かに現在12名ということですが、これは、特に園児数が長年継続的に減っていく中で、非常に少人数の編制になってきたときに、やはりその少人数で学級編制するのはいかがかという教育上の配慮、または園の効率的な運営といった観点も含めて設けていたものでございまして、委員ご指摘のように、12名未満というこの規定によって、過去に休園になった例もあるというふうに思います。ただ、この12名未満という数字が妥当かどうかということにつきましては、毎年学級編制部会というところで検討して、近年の状況も含めて、常に検討しておるところでございます。また、今後も、幼稚園を取り巻く状況を含めて、この12名未満でいいということにつきましては、検討の余地があるだろうというふうに考えてございます。

○**教育長** 以前、基準が8名程度のときがありましたが、それでは幼稚園の集団教育の規模としては少ないだろうということで、そういう議論が教育委員会の中でなされて、現在の12名になったという経緯があるということだけ追加で御説明を申し上げます。

○**羽原委員** そのことも踏まえて、つまり、ある程度の集団を形成したほうが教育効果がある、これは少人数学級とか大規模クラスを減らしていくというようなこともある、しかし、8人、12人という人数でいいのかということが1つ。もう1つは、先ほど言ったように、窓口が狭まったり広くなったりせずに、一貫してある程度、なるべくなら希望がある限り受け入れられるということが望ましい、共働きがふえている時代にこの基準でいいのかという点です。これは要望ですが、なるべくなら理想に近づけるような基準であったほうがいい、新宿区の子どもたちの全体的な状況を踏まえることが、先に置かれるべき命題ではないかなと考えます。

○**今野委員** 私が先ほどお伺いしたのは、千代田区では6人未満では新学級は編制しないとし

ていまして、区によって財政状況も違うので一律にということではありませんが、12名というのが必ずしも絶対的な基準ではないのではないかと。区によって多様なのかと思ひまして、全区的な状況をお伺ひしたのですが、私も、羽原委員と同じように、今の時代、全体を見て12名で適当なのかどうか、改めて検討を加える必要があるのではないかと思ひました。

○次長 学級の編制基準の件でございます。経緯につきましては、先ほど教育長からもございましたが、集団規模ということで、あまり小集団になってしまうと教育効果も含めて運営の部分で支障があるというようなところで、基準は確か6名からスタートしたと思ひますが、幼児教育全体のあり方を考える中で、順次12名まで引き上げてきたという経緯がございます。委員からご意見のありました全体を考えてという部分につきましては、先ほど学校運営課長からございましたが、私立幼稚園、子ども園等の関係の中で、そういった線引きのところも出てくる話だという面もございますので、幼稚園のあり方を考える中で、公立幼稚園としてどの辺が望ましいかという部分も含めて、ぜひ検討していきたいと考えてございます。

○菊池委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第37号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

-
- ◆ 報告1 社会教育委員の会議「報告」について【口頭】
 - ◆ 報告2 就学支援シートの活用に関するアンケート調査について
 - ◆ 報告3 仮称下落合図書館の基本設計に向けた地域懇談会の実施結果について
 - ◆ 報告4 林芙美子記念館の臨時休館について
 - ◆ 報告5 新宿区文化財保護条例施行30周年記念新宿区歴史博物館特別展「新宿区の文化財」について
 - ◆ 報告6 新宿区立小・中学校の不登校・いじめの状況について

○菊池委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光課長に出席していただいております。

まず、報告4、報告5について説明を受け、質疑を行い、その後、報告1から報告3及び報告6について説明を受け質疑を行います。

では、報告4、報告5について、説明をお願いします。

○文化観光課長 それでは、林芙美子記念館の臨時休館について御説明をさせていただきます。

本件は、林芙美子記念館の地質調査等の実施に伴いまして、同館を臨時休館するために当委員会に報告をするものでございます。

1の地質調査等の実施期間でございます。10月23日火曜日から30日水曜日までの8日間でございます。

2の、この調査に伴います記念館の臨時休館日でございます。調査期間中は休館とさせていただきますが、10月28日月曜日は定期休館日に当たっておりますので、臨時休館日の期間を2つに分けて別紙のとおり記載がしてございます。

3の調査の理由でございます。数年前より同館は目視等によりまして建物等の傾きですとか、あるいは外壁の隙間、並びにクラックの発生等が一部において確認をされてきているところでございますが、このたび、区の文化財保護委員からも、このまま放置をした場合には将来的にまた大規模な改修等が見込まれる恐れもあるということで、早目に手を入れたほうが結果的には費用、あるいは期間の軽減になるというような内容の御助言をいただきまして、その後区の関係各課で協議をいたしまして、今回調査することを決定したものでございます。

4の調査の概要でございます。地質調査は、ボーリング調査を3カ所で実施をいたします。そのほか地盤の状況、あるいは変化している原因の確認をいたします。外部調査におきましては、建物の南東側を主体に基礎の部分にクラックの発生が見られます。建物の全体の傾きやゆがみなどを調査するものです。内部につきましては、特に南東側の部屋が東向きに下がっているところがございます。また、内壁にもクラックの発生が確認されているため、これらの傾きですとか、あるいはクラックの発生状況について調査をするものでございます。

5の周知方法でございますが、本委員会報告後、9月11日に開催されます区議会の総務区民委員会におきまして同内容を報告させていただきます。9月25日号の「広報しんじゅく」及びホームページでその後に広く区民、あるいは関係者に周知するほか、同館を管理代行いたします新宿区未来創造財団の広報等で周知を図ります。また、そのほか、現地においても、チラシ等を掲出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、新宿区の文化財展につきまして御説明をさせていただきます。

本展は、新宿区文化財保護条例が昭和58年に施行されまして、今年度30周年を迎えるに当たり、区の文化財を展示公開等することによりまして、区の文化財保護の歩み、または現状を紹介するものでございます。

1の催事名につきましては記載のとおりでございます。

2の会期等についてでございますが、9月14日土曜日から11月4日月曜日までとなっております。内覧会を9月12日木曜日午後2時から開催いたします。本委員会委員の皆様には案内状を発送してございますので、ぜひ御臨席いただきますようよろしくお願いいたします。

開館時間並びに休館日は(2)及び(3)に記載のとおりでございます。

会場、観覧料、主催等につきましても、資料に記載のとおりでございます。

6の本展の概要でございますが、本展におきましては、区の文化財等約40点を歴史博物館企画展示室のほうに展示をさせていただき予定となっております。主な展示品でございますが、お手元のチラシの表面でございますが、太宗寺の観無量寿経曼荼羅、この文化財につきましては、奈良県の当麻寺の国の重要文化財、こちらのほうを模写したものというふうに言われているものでございます。このほか、四谷の長善寺にございませぬのう観音像、この像につきましては、2代将軍徳川秀忠の夫人お江の方がこのお寺に寄進したというふうに伝えられております。5センチぐらいの小さな像ということですが、細密な仕上がりであると言われております。このような、区の指定登録文化財を40点ほど展示させていただきます。

そのほかには、平成23年度より創設いたしました地域文化財、現在23件ほどを認定しているところでございますが、そのほとんどが施設、例えば落語の末広亭ですとか、喫茶店のらんぶる、またはお寺、神社の山門等、そのほか神楽坂をどりなど、無形文化財、このようなものになりまして、実際には現場でなかなか展示することが不可能なものが多いもので、こちらにつきましては、パネル展示をさせていただきたいというふうを考えてございます。

最後に、チラシの裏面にも記載してございますが、この文化財展に伴いますイベント等でございますが、3回の記念講演会、並びに歴博の学芸員によりますギャラリートーク、そのほか朗読会などを企画しているところでございます。こちらにつきましても、ぜひお時間がございましたら足をお運びいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

まず、報告4について御意見、御質問のある方はどうぞ。

それでは、御質問がなければ、報告4の質疑を終了いたします。

次に報告5について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 主な展示品に服部半蔵の槍とありますが、これは本物という調べはついでいるのでしょうか。

○文化観光課長 学芸員に答えさせていただきます。

○菊池委員長 学芸員の方どうぞ。

○学芸員 調査結果といたしまして、服部半蔵の菩提寺ですので、お寺の伝承等も含めまして、服部半蔵から伝えられたものであるということで、区の登録文化財になっています。

○羽原委員 わかりました。

○菊池委員長 ほかに御質問がなければ、報告5の質疑は終了いたします。

それでは、報告1から報告3及び報告6について事務局から説明をお願いします。

○教育支援課長 それでは、社会教育委員の会議について御報告をさせていただきます。

お手元にクリーム色の冊子を置かせていただいております。こちらにつきましては、第18期の社会教育委員の会議ということで、討議を重ねてまとめました報告書でございます。子どもを豊かにはぐくむためということでございますが、先日、8月28日に教育委員の皆様には、社会教育委員の会議の議長がご報告をさせていただいておりますので、本日につきましては、そちらの報告書の大枠について改めて若干御報告をさせていただくとともに、教育委員会に対して出された提言につきまして、若干御説明をさせていただきたいと思っております。

第18期の会議は、平成23年8月に始まってございますが、社会教育委員の方々にはさまざまな団体に所属をしておられます。そうした団体の方々の活動を通して、子どもを取り巻く環境の中で、改めて家庭の教育力の向上が重要だということで、今回のテーマになったということでございます。

そして、議論のベースを家庭、学校、地域の連携・協力に置きつつ、より具体的な提言をするということで討議を進めたと伺ってございます。

目次を御参照ください。報告書では、第1章で子どもを取り巻く課題といたしまして、子どもにかかわる環境の変化のうち、特に情報社会の進展でありますとか、生活の利便性の向上、自由に遊べる空間や時間の減少といった3点を掲げて検証したところでございます。

第2章におきましては、それらへの具体的な対応といたしまして、メディア教育、それから食育、それから防犯・防災をテーマに考察をいたしまして、その3つを通じて、家庭の教育力を向上する具体的な取り組みにつきまして、家庭、それから学校、地域、教育委員会に向けて今後望まれることを具体的に掲げさせていただいております。

また、第3章につきましては、こういった課題につきましては、家庭での取り組みが基盤になるというところで、家庭と学校と地域との連携、協力があって初めて解決に向かうものということで述べさせていただいております。

そうした中で、教育委員会への提言といたしましては、まずPTAとの連携の必要性ということを掲げられております。PTA研修のテーマの中に、今回いただきましたメディア教育、食育、防犯・防災の部分を取り入れて、毎度ということは難しいかと思いますが、機会をとらえて実施していく。また、家庭教育学級講座の中でも、こうしたテーマを取り上げてもらう重要性について、PTAの家庭教育学級担当に説明会などを通じまして周知を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、提言といたしまして、学校との連携の必要性ということでもうたわれております。こちらにつきましては、現在学校保護者会等と連携をいたしまして、記載をしております家庭教育事業の中で学校側のニーズも踏まえながら、こちらの3つのテーマを取り上げていければと考えてございます。

また、他部署との連携の必要性ということで提言を受けてございますけれども、現在、子ども家庭課が所管をしております地区青少年育成委員会会長会や子育て実行委員会などで、こちらの職員が参加をいたしまして、情報交換などを行ってございます。また、健康部の心の健康事業とも連携をいたしまして、保護者向けの講演会を実施しているところでございます。今後も、子ども家庭課をはじめといたしまして、健康部や危機管理課などとの連携について検討しながら保護者に向けた事業を展開してまいりたいと考えてございます。

家庭の教育力の向上につきましては、子どもがすこやかに育つために本当に大切なことだと考えておりますので、社会教育委員の皆様からいただいた御意見を参考に、今後も家庭の教育力向上に対する支援施策を継続してまいりたいと考えてございます。

報告1については以上でございます。

続きまして、2の就学支援シートの活用に関するアンケート調査についてでございます。

まず、1の調査期間ですが、今年度の5月から6月にかけて実施をさせていただきました。

2の調査対象施設といたしましては、幼稚園、区立、私立、それから保育園、区立、私立、認証、それから子ども園、合わせまして73の施設にお送りをさせていただきました。回収は63件ということで86.3%でした。療育機関、小学校につきましては、ごらんとおりでございまして、すべて回収をさせていただいたところでございます。

合計いたしまして、アンケートを送付した施設が108件、回収した件数が98件ということ

で、90.7%の回収率でございます。

3の結果の概要でございます。まず小学校に提出された数は49件でございます。25年度に入学された児童数が合計1,421名でございますので、およそ3.4%の割合でございます。

(1)の、シートがあって良かったこととございますが、小学校の回答で一番多くございましたのが、入学後に必要な支援や配慮を行うための参考になったという回答で19件。次に、入学後の保護者との連携がスムーズにできたという回答が13件といったところでございます。

それから、入学前施設からの御意見といたしましては、入学前に保護者の方と学校との話し合いができて、保護者の方の不安も薄らいで安心して入学式を迎えられたよさだという感想でありますとか、小学校との連携ができるきっかけにもなりよかったといった声が寄せられてございます。

一方、(2)といたしまして、難しかった対応、今後に向けての意見でございます。小学校からは、保護者の希望だけではなく、必要と思われる児童については就学前施設が積極的に進めてほしいといった声、また、就学前施設からは、提出してほしい保護者にアプローチしたが、保護者にそのような認識がなく提出ができなかったといった御意見もいただいております。

次に、4の26年度に向けての対応でございますが、シートの内容と配布方法につきましては、昨年度と同様とさせていただきたいと思っております。ただし必要な保護者に早目に情報が届くように本年度よりも周知を若干早めまして、現在考えてございますのは、10月に送付する就学児健康診断の通知の中に就学支援シートのお知らせを同封いたしまして、十分な説明を行ってまいりたいと考えてございます。

○中央図書館長 続きまして、報告3、仮称下落合図書館の基本設計に向けた地域懇談会の実施結果でございます。

仮称下落合図書館につきましては、旧中央図書館、子ども図書館の跡地に、平成28年度を目途に整備するというので、この9月から基本設計に着手する予定でございます。その基本設計に着手する前に、教育委員会にも先般お伺いをいたしました。地域懇談会を開いて、ワークショップ形式で意見の集約を行ってまいりました。

実施日時は、8月6日午後2時から4時が落合第一地域センター、同日午後6時半から8時半が戸塚地域センターでございまして、参加人数はそれぞれ18名と8名、計26名の方々に御参加をいただきました。

地域懇談会での意見ですが、意見総数は153件ございました。これは、それぞれ意見をシ

ートに御記入いただいて模造紙に貼りつけていき、それをカテゴリー化して、その後に特に共感を呼んだ意見についてシールを貼っていただくというような方法をとりました。それをまとめたものが次でございます。

まず、仮称下落合図書館に対する役割についてのご意見が22件ございました。憩いの場、成長の場、交流の場、あるいは地域の課題について気づき合い、話し合い、解決策を考える場、それから読書に興味を持てるような情報提供、子どものための図書館にということで、交流型の機能を御要望されているということがうかがえるかと思えます。

次に、基本設計の留意点に関する意見について、細かいことも含めまして76件ございました。特に、環境に配慮した面でありますとか、安全・安心の部分、障害者に向けたバリアフリー、ユニバーサルデザインというようなことが主な意見として挙げられてございます。

次に、面積配分に関する意見ということで、こちらは14件ございました。面積規模は約1,000平米ということで、面積については動かさせませんが、特に親子がゆっくり、安心して読めるスペース、上映会、喫茶、交流等ができるような多目的スペース、閲覧席、互いに迷惑にならないように独立性をもたせるような工夫、配架、それから郷土資料、地場産業の展示スペースをということで、こちらにつきましても、交流的な部分と、情報発信的な部分、展示スペースというようなことかうかがえます。

次に、資料構成に関する意見ということで、多かったのは児童書の充実、それからCD、DVDの視聴覚資料でございます。特に、市民グループの記録など、地域資料、ほかでは得られない資料をぜひ資料として収集してほしいというようなことが特徴的にありました。

次に、図書館サービスということでございます。これも主に利用環境、マナーということで、ホームレス対策、あるいは図書の落書きや切り取りがまだ見受けられる部分でございますが、その防止というようなこと。また、旧中央図書館は、午前9時から午後9時45分までの開館時間でございましたので、開館時間につきましても同じ時間にしてほしいというようなご要望でございます。

その他の意見といたしましては、仮称下落合図書館が開設されるまで空白期間が出てまいります。これにつきまして、対応を望みたいというようなことが12件出されてございました。

今後の予定でございますが、9月12日に図書館運営協議会を予定しています。ここで基本設計に向けた留意事項ということを、一連の今までの政策動向でありますとか、計画での位置づけでありますとか、あるいは地域の特性というようなことから説き起こして説明をしてきたわけでございますが、そういったものも含めて、また図書館運営協議会、教育委員会で

もいただいた御意見も踏まえて、留意事項ということで、図書館運営協議会で一旦集約をさせていただいて、25年9月から26年2月にかけて基本設計、基本設計が粗々かたまりました来年の2月ぐらいに再び地域へのフィードバックということで、説明会なり、意見交換の場をもってきたいというように考えてございます。

○**教育指導課長** 続きます、新宿区立小・中学校の不登校、いじめの状況について御報告いたします。

児童・生徒の問題行動等については、国が毎年、年度当初に前年度の状況について調査を行っておりますが、今年度は国からの調査が遅れまして7月に実施をされたものでございます。本日は、区として報告をしました不登校といじめの調査部分について御報告いたします。

表1が、昨年度までの過去3年間の不登校の状況でございます。

表2が、過去3年間のいじめの状況でございます。

詳細につきましては、教育支援課、教育指導課、それぞれの担当統括指導主事より御説明申し上げます。

○**統括指導主事** まず不登校についてでございます。

最初に定義ですが、資料の中ほどに囲みで示させていただいております。年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること、これを不登校としております。

それでは、平成24年度の不登校児童・生徒数ですが、小学校で35人、中学校で95人と前年度と比較して小中学校とも減少しております。

また、出現率ですが、小学校で0.44%、中学校で3.33%と、こちらも前年度との比較で低い傾向を示しております。

不登校については以上です。

○**統括指導主事** 続きます、いじめの認知件数及びいじめを認知した学校数について説明をさせていただきます。

いじめの定義につきましては、お配りしました資料にございますように、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないということが今現在の定義となっております。

それでは、件数について御報告いたします。

最初に、いじめを認知した学校数ですが、それぞれ小学校と中学校の表の2段目のところに学校数を記載しております。小学校では、平成24年度23校、23年度が9校、22年度は18校でした。中学校では、平成24年度が9校、23年度が6校、22年度は5校でした。

いじめの認知件数ですが、小学校では、平成24年度が117件、23年度39件、22年度57件と比較しますと、大きく増加している数値となっております。中学校では、平成24年度が61件、23年度が24件、22年度が24件でした。

小中学校ともに、前年度と比較し、今回大きく認知件数が増加していますが、いじめそのものが急に増えたとは分析してございません。昨年度の大津市の件を受けて、学校、子ども、保護者の意識が高まったことや、学校がより細かくいじめの発見にかかわったことで、いじめの可能性のあるものも含め見えにくいものがしっかりとらえることができるようになったことが原因であると考えております。

教育委員会としましては、いじめは見えにくいという性質があることから、まだこの数字にあらわれていないいじめもあるのではないかと、学校、教員、そして保護者も、取り組む姿勢が大事であると考えております。

また、いじめの状況につきまして、今回認知件数として報告があったものですが、そのほとんどが年度内に解決ができていますが、いじめの発生の時期により、一部次年度に持ち越しとなったケースもありました。しかし、そのようなケースについても、現在すべて解消していることを確認しております。

また、いじめ発見のきっかけについて、今回の調査で分析していきますと、学校においては、担任が発見するケースや、アンケート等によるものが多く、教職員以外では本人、または本人の保護者からの訴えが多いという状況がありました。

教育委員会では、ふれあい月間の6月、11月、2月に各学校にアンケートや個人面談を行うなど指導してまいりましたが、今回の調査でも、アンケートがいじめ発見の有効な手段であることが改めてわかりました。

また、中学校では、教育相談週間等で、生徒個人と個別の面談を実施している学校が多いことから、直接的な面接も有効であるということもわかりました。

学校では、いじめに対して組織として対応しておりますが、いじめの多くは学級担任を信頼して相談し、そのほとんどが担任によって解決されているということが今回の調査結果でわかりました。

以上でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告1について御意見、ご質問のある方はどうぞ。

これは、この報告を受けて、教育委員会としては、これを参考にして今後何かに反映していくということでしょうか。

○教育支援課長 委員長がおっしゃられたように、提言をいただいたものはそれを吸収して、生かしていくというのは当然ですけれども、PTA活動の支援でありますとか、従来から行っているものの中に、こういった視点を取り入れてさらに活発にしていきたいというように考えてございます。

○菊池委員長 委員の皆様から御意見を少し伺えればと思いますが、いかがですか。

○白井委員長職務代理者 報告書のⅡの4のところで、教育委員会に今後望まれる取り組みということが出されていまして、PTAとの連携、学校等との連携、東京都、新宿区の他部署との連携というような区分で教育委員会としての取り組みを望むと書いていただいています。今までもやってきたつもりではありますが、特に、今回家庭教育という部分で言うと、私自身はやはりPTAとの連携という11ページ以下のところというのは大変大事なものというふうに思っております。教育委員会と学校等で一生懸命やっても、家庭の協力、家庭との連携なくして子どもの教育というのは難しいと思っております。その辺をどうしていくかという点で、ここに提言されていますが、私は、PTAというのは大きな学校組織というよりは、学級PTAといいですか、やはり学級単位の保護者会が大事だと就任以来言っているのですが、まず保護者が学校に来ていただかないと担当の先生が何をやりたいのか伝わらないので、まず参加人数の点、また、形式的なところ言えば、保護者会の内容として、やはり保護者同士が情報交換できてほかのお子さんや、自分の子どもを客観的に見る機会にするような、そういう保護者会の進め方というのを担任の先生などが考えていってほしいと思っておりますので、少し追加をさせていただきます。

○教育支援課長 今、委員御指摘の保護者会等の部分でございますが、保護者会の中でも、家庭教育ワークシートといったような家庭教育に役に立つようなパンフレットを毎年つくってございますので、そういったものも学校のほうに効果的に提示をさせていただいて、御活用いただけるような働きかけを行いますとともに、保護者の方同士が情報交換できるようなアイデアを学校の先生にも強く働きかけてまいりたいと考えてございます。

○白井委員長職務代理者 そういう点では、今、保護者会に、どれぐらいの保護者が参加しているのかという客観的な数字とか現状について、私も学校訪問の際に校長先生に聞いたりし

ていますが、どれぐらい把握されているのか、その辺のところがわかるようであれば、次回以降いつでもいいですが、教育委員会のほうに報告していただければと思っています。

○教育支援課長 今はデータを持ち合わせございませんので、お調べさせていただいて準備をさせていただきたいと思います。

○菊池委員長 よろしく申し上げます。

今野委員いかがでしょうか。

○今野委員 個人的な意見を言わせていただくと、1ページの冒頭のところで、家庭教育の最初の認識といったことが書いてあるのですが、個々の家庭に立ち入ることができないとか、それは社会教育における家庭教育振興ではないのではないかなと思うし、うまく言えませんが、今の家庭の子どもたちの状況を見ると、他人だから個々の家庭のプライバシーにかかわるべきではないというのが前提としてあるのですが、このごろの状況を考えてみると、家庭によっては子どもの人権ということもあり得る状況がたくさん出てきているので、立ち入ることは難しいという点は、そういう考え方だけで済まなくなっている状況にあるのではないかと思います。

また、家庭教育に無関心な人に関心を持ってもらうことはさらに難しいと書いてありますが、それこそ社会教育における家庭教育振興の役割なので、難しいことではありますが、いきなりそのような内容ですと、もう少し踏み込んだ前向きな提言に結びつきにくいスタートの書き出しだなと思いながら読みました。余り批判的になるのはいけないのですが、全体的にはとてももったもな御指摘なので、教育委員会としてそれをどう受けとめていくのかというのは、少し具体的に考えていかなければならないテーマだと思っています。

○教育支援課長 今野委員の御指摘のように、表現がなかなか的確でない部分もあるのかなと思いつつ、お聞かせさせていただきました。今回の報告の中ではこういった表現をさせていただきましたけれども、委員御指摘のように、余り立ち入らないことがすべていいことではないというのは確かに危険な状況に陥ったお子さんを見てみすみす何もしていないというようなことを表現しているわけではございませんので、ここではこういう表現を報告の中ではさせていただいたというふうに御理解をいただければと思います。

○菊池委員長 せっかく社会教育委員の会議があって、提言を受けるという仕組みになっているということですので、今野委員が指摘されたように、その行き先が教育委員会ということですので、ここは教育委員会としてしっかりと受けとめて、参考になるべきことをどんどん取り上げて粛々とやっていくものと思います。

私、個人としては、この家庭の教育力の部分で、小児科の先生から伺った話で、子どものときに余りメディアにさらされるのは非常によろしくない、要するに2歳児ぐらいまではテレビを見ないぐらいのほうがよくて、例えば今のお母さんたちは、お乳を与えているときですら携帯を見、テレビを見、赤ちゃんの顔を見ていないと、その授乳時までとか、3歳児までに赤ちゃんとお母さんがアイコンタクトをして、愛情を降り注ぐことがスタートであるということがあるにもかかわらず、それがなされていない親がふえているということで、家庭教育の第一歩からもうずれているのではないかなという感想を私は持っております。報告書にもある、いわゆるメディアづけ、メディアというのはマスメディアという意味じゃなくて映像などですが、メディアづけといった話はインターネット依存症とか、メディア依存症といったものよりずっと前の話として、自分の家事の間にちょっとビデオを見せてというようなことは非常によくないという話で、そういうことから家庭の教育力の向上というのがスタートするのかと、そういうことを我々も認識していかないといけないのかなということをおある機会で見ましたので、これは教育委員会でも提言しておきたいなと思ひまして申し上げた次第です。

○**教育支援課長** ただ今、委員長御指摘のあったような、親になったばかりの方々に対しても意識啓発と申しますか、健康部のほうとも連携を取りながら、どのようなことができるか、できることを探っていきたいと考えてございます。

○**菊池委員長** よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○**今野委員** 私が、初めてのせいだと思いますが、就学支援シートそのものをよく知らないもので、できたらどういう趣旨で、どういうアンケートをしているのか、シート自体を見せていただくとありがたいと思ひました。

それから、結果の概要等を見ていると、小学校に提出された数と書いてありますので、多分保護者が学校に対して提出しているものを学校がまとめたということだろうと思ひますが、小学校のほうの回答を見ていると、親の意見というよりは何か学級編制に役立ったとか、保護者と話しができたとかということで、教師の立場からの項目であるのかなと、そもそも誰に対してのものだったのかというふうに思ひました。

また、資料の4の26年度に向けての対応ということで、シートの内容、配布方法は昨年度と同様とするというのは、来年度に向けてだと、多分今年度と同様ということかとも思ひま

した。全体の趣旨を説明いただけるとありがたいのですが。

○**教育支援課長** シートそのものは、今お手に取ってごらんをいただいているものでございます。そもそもは、保護者が今後子育てをしていく中で少し気になること、あるいは気にかけてほしいこと等々を学校等に伝えるきっかけづくりのシートというふうに位置づけさせていただいております。

まず、保護者のほうで必要事項をお書きいただき、療育機関でありますとか、就学前施設のほうにお出しをいただいて、記入をいただいて、戻ってきたものを保護者のほうから直接学校に持参するといった形になってございます。受け取った学校では、就学前施設にシートが届いたという連絡をしていただき、そこからコンタクトをとって、また、保護者の方とはそれぞれ面談をしていただくといった趣旨でつくらせていただいているものでございます。

そして、委員御指摘の小学校の意見の中身については、学校に対してのアンケートでございましたので、学校からの意見をまとめたものでございます。保護者の方からの御意見というのは現在特にはお伺いをしていないという形でございます。

また、一番下の昨年度と同様とするという部分については、委員御指摘のとおり、配付したのは昨年度となりますので、今回こういうふうに書かせていただいたというところでございます。

○**羽原委員** 就学支援シートについては、協議会か何かで最初に議題に出たときに、就学支援シートというのは、入学してくる子ども全員が対象というように思って議論していましたが、そうではなくて、心身に障害があって、保育園や幼稚園でそれがあがる程度想定されている子どもや、行動等に問題がある子どもの保護者から小学校に提出してもらい、そこで保護者と学校とで話しができる、そういう意味のシートだということですが、その部分の説明が足りないのか、議論がかみ合わなくなることが以前もありました。

○**教育支援課長** 説明不足で大変申しわけございませんでした。

今、羽原委員がおっしゃったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○**羽原委員** 様々議論をした結果いいシートができて、まず感謝申し上げます。

ただ、難しかった対応の(2)の部分ですね。必要と思われる児童について、就学前施設で、保護者にアプローチしたが保護者に必要感がなく提出できなかった。これをどうアプローチするか、全く個別の問題になると思いますが、これが今後の課題かと思えます。

○**教育支援課長** 今、委員おっしゃったところが、我々の職員の中でも一番気になっているというところでございます。なかなか保護者の方によっては、このシートを出すか逆にマイナ

スに作用するのではないかというイメージをお持ちの方も何人かいらしたようだと聞いてございますので、今回のアンケート結果から、小学校や就学前施設の御意見、例えばこのシートを使うとこんないいことがありますといったようなところも含めて周知をさせていただき、また、就学前施設の方々にもぜひ活用していただけるような強い働きかけを今後も丁寧にしていきたいと思いますと考えてございます。

○**白井委員長職務代理者** 26年度に向けての対応で、内容及び配布方法は昨年と同様で、必要な保護者に情報が届くように周知時期を早めるとともに就学前施設へ十分な説明を行っていくというのは、これは回収率を高めるためのという意味ですか。十分な説明を行っていくという部分の内容ですが。

○**教育支援課長** 就学前施設への十分な説明と申しますのは、今、委員おっしゃったように、このシートの利用件数をふやしたいという趣旨であります。まず、保育園や子ども園の方々に、趣旨をもう一度よく説明をさせていただいて、そこから保護者の方に伝播していくというようなことも考えてございますので、そういった部分も含めて、それがひいては回収率の向上につながるのではないかとこのふうなところで考えてございます。

○**白井委員長職務代理者** そういう意味で、私は対応をもう一つ追加しないといけないのではないかと考えています。せっかくこのアンケート調査を実施して、小学校側はよかったという学校が多いですが、就学前施設のほうとしては、提出後のフィードバックがあると今後シートの活用がより定着するとか、園と小学校の連携の重要性を感じるというような感想を持っている。就学前施設は、小学校に行きうまくいっているかなど、お子さんのことをとても気にしてくださっていると思うので、やはり、これを通してフィードバックするとか、そういう部分をなさるべきではないかと思ひまして、この対応の部分も、もう一つ方針として出してほしいと思います。

○**教育支援課長** このシートのシステムとしては、白井委員がおっしゃったように、受け取った学校が必ず就学前施設のほうに連絡を入れてコンタクトをとってというような仕組みではありません。しかし、1回目ということでなかなかそこまで行ってなかった件数もあるようでございますので、改めてこのシートの趣旨や効果について就学前施設の説明会等々を通じてさらに強力に働きかけをさせていただき、必ずフィードバックできるようこちらでも確認をさせていただきながらやっていきたいというふうなところで考えてございます。

○**羽原委員** まだ初めてのシートでもあったから、先ほど教育支援課長がおっしゃったように、マイナスになるのではとか、シートの位置づけなどが保護者に十分伝わらなかったのではな

いかと思います。回収率はそれはそれとして、シートを出したことが、自分の子どもにとってよかったと思われるようなフィードバックの具体的な中身、今回利用した保護者たちがやっぱり伝わってよかったなど、それが次の世代に伝わるような具体例をぜひ話してもらいたいと思います。

○**教育支援課長** 委員おっしゃるとおりだと思います。このシート自体は、教育委員会を経由するものではございませんので、今、小学校や就学前施設にアンケートをとらせていただきました。委員から御指摘のあったような、うまくいった例について、私どものほうでも協力いただける園を探してみながら、具体的な事例とあわせて周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○**菊池委員長** この趣旨は、小1プロブレムとか発達障害のグラデーションのグレーゾーンの子どもを拾い上げるという意味で、非常に期待されて始まりまして、まだ始まったばかりなので、今後、どんどんよくなるというふうに期待しておりますので、よろしく願いいたします。スタートして、既に何か手ごたえがあるなどという感じはします。頑張っていたきたいと思います。

では、ほかに御質問がなければ、報告2の質疑は終了します。

次に、報告3について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○**今野委員** 私も落合第一地域センターでの懇談会に行きたいと思っており、たまたま用事で行けませんでした。いろいろな意見がたくさん出て、良い会になったのではと思います。

この図書館ができたときには、図書館運営協議会のようなものはつくられるのでしょうか。

○**中央図書館長** 現在、地域図書館ごとに運営協議会というのはつくっておりませんし、今後もつくるとことは考えていませんが、地域図書館は指定管理者が運営しておりまして、利用者アンケートや、地域の関係団体とのつながり、そういうものを地域担当を置いて、つながりを持ちながら運営しているという実態がございます。したがって、仮称下落合図書館につきましても、指定管理者の活用を予定していますので、引き続き他の地域図書館と同じような運営方法を工夫していきたいというように考えているところです。

○**今野委員** 地域図書館では、そういう住民の代表が意見を言うような機会はありますか。あるいは中央図書館のほうで一括受けたりするようなことはあるのでしょうか。

○**中央図書館長** 地域図書館の統括的な立場が中央図書館になりますので、地域図書館の中でいろいろな御意見を寄せられて、そこで解決できるものについてはそういうことでいいんですけれども、そういった意見をぜひ中央図書館にということについては、中央図書館のほう

で全部集約して、施策なり、サービスに反映させていくというような形をとってございます。

○菊池委員長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

なければ、報告3の質疑は終了いたします。

次に、報告6について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員長職務代理者 報告6の不登校の3年間の経過を拝見すると、24年度は小学校で20名、それから中学校で12名減という形で、減少といういい結果が出ていますが、減少した理由として考えられる点、どういう点が功を奏したというふうに考えればいいのでしょうか。

○教育支援課長 昨年从不登校対策ということで、不登校対策委員会や、日々のケース会議というようにところに力を入れてまいりましたので、そのような地道な活動がこういった形につながっているというふうに分析してございます。

○羽原委員 統計で増えた減ったという観点ももちろん大事ではありますが、むしろ個別の対応のところが問題で、つまりどういう事例が背景にあるかとか、社会的な背景、家庭的背景、個人的な背景、こういうものにどうアプローチすればどういうふうに打開できたかと、そういう蓄積が非常に大事ではないかなと。全体で減った増えたで一喜一憂するよりは、個別の解決方法をどう学校なり教育行政の中で広めていくか、このことが経験的に蓄えられていくかなというふうに感じています。

○教育支援課長 そういった経験、個別への具体的な対応が蓄積されていきノウハウとして残っていく、まさにそのとおりで思っております。こういった事象に陥っている児童生徒が多い中で、一番初めにやってございますのは、そういった早期発見のところはどういう手当てができるかといったところが、一番強く必要とされるころなのかと。そういう兆候が見えたところはどういったアプローチをして、どのような効果を上げていって、その子を違う方向に向かわしていくかといった部分についても、いろいろな事例の蓄積がございまして、あとはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどいろいろなシステムを使いながら、対応に当たってまいりたいと考えてございます。

○菊池委員長 この点について追加がございしますか。

○統括指導主事 それでは、具体的な取り組みについてお話しさせていただきますと、まずスクールソーシャルワーカー2名が教育センターに配置になっておりますが、月1回、教育相談室の配置になっておりますが、教育相談室と不登校連絡会という形で行っています。その場の中で、個々の事例について挙げていく中で、どのような対応をしていったらいいのかというところで協議をして、情報を共有するとともに、今後の方策ということで、5つほど

ケースを挙げて、誰がどういう対応をしていくかということで取り組みをしているところです。それが、主な教育委員会の事務局としての取り組みの中心的な部分をなしているというふうに思います。

もう1点ですが、6月にふれあい月間ということで調査をしたのですが、その調査結果、4月から6月までの間に13日から29日の欠席、それから30日以上欠席、さらには全欠席ということで、その数を都のほうに報告したのですが、その段階でかなりの数の欠席者数が挙がってきましたので、それを受けて、夏季休業期間中に私のほうで主に中学校ということで焦点化をして、全校聞き取りをしてまいりました。それぞれのケースに、各校一生懸命対応しているというような状況がわかったわけですが、そういった長期欠席のカードで毎月報告をいただいているのですが、そのカードだけではわからない部分というのが聞き取りをした中で大分はっきりわかってきた部分もありますので、そちらのほうもSSWやスクールカウンセラーと連携しながら不登校の改善のほうに役立てていきたいと思っております。

○白井委員長職務代理者 意見ですが、昨年、不登校対策を柱にしてやっていこうという形でパンフレットも刷新してといった取り組みをしたと思います。それで今御報告いただいたように、かなり現場に入って聞き取りまで行って、教育委員会事務局として、不登校対策に全力を挙げているという形がわかりましたので、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

今年にかけて、スクールソーシャルワーカーが2名増えました。そういう点も力を発揮していただくかと期待しております。

では、ほかに御質問がなければ、報告6の質疑は終了いたします。

次に、本日の日程で、報告7その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

○菊池委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○菊池委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 3時33分閉会